

● 大綱見直しの趣旨 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた更なる推進～

- ✓ 自殺者数は基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、関係者によるこれまでの取組みに一定の効果があったと考えられるが、依然として、先進国の中で高い水準にあり、また、令和2年はコロナ禍の影響で様々な問題が悪化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回る、深刻な状況。
- ✓ これまでの取組みを基本に置きつつ、新型コロナウイルス感染症の影響など喫緊の課題への対応も含め、今後更に取り組みべき課題を検討し、「大綱見直しに関する意見（ポイント）」において、14の論点に沿って議論の成果を整理

大綱見直しに関する意見（ポイント）

総論

- ① **関連施策及び関係機関の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進**
 - 包括的な対応を図る生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組みといった関連施策との連携
 - 地域における関係機関の連携と体制の充実
 - 精神科医療、保健、福祉施策との連携
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた支援**
 - 自殺への影響の更なる分析やICTの活用、社会的セーフティネットの強化
- ③ **自殺者及び自殺未遂者、それらの者の親族の名誉及び生活の平穏等への配慮**

個別施策

- ④ **スティグマの解消**
 - 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことやゲートキーパーの役割等の普及啓発の推進
- ⑤ **相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信**
 - メール・SNS等を用いたインターネット相談窓口の活用、相談職員に対する精神的なケアの実施
 - 個人事業主等への相談支援
- ⑥ **精神科医療につなぐ医療連携体制の強化**
 - 医師等と地方公共団体が連携し、多職種でサポートする体制や、かかりつけ医と精神科等の医師の連携を推進
- ⑦ **子ども・若者の自殺対策の更なる推進**
 - 心の健康の保持に係る教育及び啓発の更なる推進、及び関係機関の連携等による環境・体制整備
- ⑧ **女性に対する支援**
 - コロナ禍における女性支援
 - 妊娠されている方への支援
- ⑨ **勤務問題による自殺対策の更なる推進**
 - テレワークの適切な運用を含めた職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進
- ⑩ **遺された人への更なる支援**
 - 遺族の自助グループなどと連携した課題解決、及び自死遺族の方から学ぶ機会の確保
- ⑪ **インターネット利用への対応**
 - サイバーパトロールや検索連動広告といったICTを活用したアウトリーチの取組みの継続実施、及び誹謗中傷の対策強化の検討
- ⑫ **自殺報道等への対応**
 - 自殺報道ガイドラインを踏まえた対応の要請
- ⑬ **自殺総合対策の更なる推進に資する調査研究等の推進**
 - 疫学的研究や科学的研究も含め、必要なデータやエビデンスの収集の更なる推進

施策の推進体制

- ⑭ **PDCAサイクルの更なる推進、数値目標の設定**
 - 国及び地方公共団体において、エビデンスに基づいた政策となるよう新大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を定量的に把握し、その効果等を評価
 - 令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしている現大綱の数値目標を継続（平成27年18.5 ⇒ 令和8年13.0以下）